

「公正取引委員会の所管する法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則の一部を改正する規則（案）」に関する意見募集の結果について

令和7年5月14日
公正取引委員会

- 1 公正取引委員会では、行政手続のデジタル原則適合に向けた対応等のため、公正取引委員会の所管する法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則（平成15年公正取引委員会規則第1号）の一部を改正することとし、改正案を令和7年3月19日に公表し、同年4月18日を期限として、広く意見を募集したところです。
- 2 今回の意見募集では、5件の意見が提出されました。意見の概要及びそれに対する公正取引委員会の考え方は別紙1のとおりです。公正取引委員会では、意見を踏まえて慎重に検討した結果、一部技術的な修正を行い、別紙2のとおり、前記1の規則を改正し、これを公表することとしました。
なお、提出された意見は、公正取引委員会事務総局官房総務課において閲覧に供します。
- 3 前記2の改正は、本日付けで公布し、施行されました。

問い合わせ先 公正取引委員会事務総局官房総務課
デジタル手続規則パブリックコメント担当
電話 03-3581-5472（直通）
ホームページ <https://www.jftc.go.jp>